

東アジア国際商事仲裁のあり方についての 提案

柴 裕 紅*

目次

- 1 東アジア国際商事仲裁の実情
- 2 東アジア国際商事仲裁の方向性
- 2.1 東アジア紛争解決文化
- 2.2 仲裁地
- 2.3 国際商事仲裁機関の機能の拡大
- 3 結論

1 東アジア国際商事仲裁の実情

周知のとおり、グローバリゼーションにより、国際商事仲裁は国際民事紛争解決における最も重要な紛争解決手段として選択されるようになった。1920年代以降、国際商事仲裁に関するグローバルな法的基盤は様々な国際協力の方法を通じて構築されてきた。しかし、国際商事仲裁のグローバル化がますます重要となる一方で、特殊地域的な紛争解決の重要性も明らかになりつつある。本稿では、こうした関心のもとで、東アジア国際商事仲裁制度について特にその法制度や仲裁機関及び紛争解決制度の点から、東アジア国際商事仲裁制度の現状を検討する。その概要は以下のようなものである。

第一に、中国本土では国際商事仲裁に対する法制度的な対応が、国際的に見て遅れているといわざるをえない状況にある。中国本土の1995年「仲裁法」はUNCITRAL仲裁モデル法を採用しておらず、国際基準に達

* 法学博士、中国蘭州大学法学院講師。

していない。東アジア諸法域である日韓両国の「仲裁法」と比較するとその差は歴然としている。中国本土 1995 年「仲裁法」が施行されて以降、特に 2006 年の司法解釈である「最高人民法院關於適用《中華人民共和國仲裁法》若干問題的解釋」（法積〔2006〕7号）によって 1995 年「仲裁法」の不十分な点に対応してきたものの、根本的な問題がなお残されているのが現実である。例えば、保全措置、仲裁廷が自己の管轄を決定する権限（competence-competence）及びアドホック（ad hoc）仲裁に関する問題である。

これと比較すると、「香港仲裁条例」（Cap609）は UNCITRAL 仲裁モデル法（2006）を採用することにより、仲裁に関する先進的な法規制を定めている。現時点においても、「香港仲裁条例」（Cap609）は、さらに時代のニーズに対応するために、関連する改正を行っているところである。

第二に、中国本土における仲裁機関の問題が指摘される。2013 現在、中国本土には、219 の仲裁機関を有する¹。中国本土の経済の発展に伴って、経済発展に地域的な差異が見られるようになり、仲裁事業にも地域的な特徴が顕著的に現れてきている。中国本土では、未だに仲裁機関の性質が明確にされていない。国内仲裁機関は自己の都合によってそれに対する様々な主張を行っている。こうした状況の下では、中国本土の仲裁事業に混乱が生じることは避けられない。このような全体的状況のままでは、CIETAC をはじめとする国際的な基準に適合した仲裁機関が中国本土に存在したとしても、海外の当事者達にとって中国の仲裁に対するマイナスイメージを改善することには大きな限界がある。

第三に、特に Med-Arb という紛争解決制度に関する手続上の問題である。Med-Arb は中国本土の仲裁において最も特徴的なものであり、中国本土の各仲裁機関の仲裁規則は Med-Arb に関する規定を置いている。中国本土の仲裁業務の実務を精査してみると、Med-Arb という紛争解決の

¹ 焦華「応対国際仲裁発展挑戦 開創仲裁事業ザン新局面－訪中国国際貿易促進委員会会長 中国国際商会会長 中国国際経済貿易仲裁委员会主任 万季飛」法制日報（2013 年 6 月 28 日）。

合理性と実効性が明らかとなる。現在、Med-Arb という紛争解決制度は地域的な紛争解決制度として活用されるが、中国本土における仲裁機関の国際仲裁業界に対する影響力が強くなるにつれて、中国本土の Med-Arb 制度は世界的に広く認知されるようになってきた。例えば、2013 年版香港国際仲裁センターの仲裁規則第 28 条、日本商事仲裁協会商事仲裁規則改正案（2013）第 52 条、第 53 条などの規定がこうした傾向を示している。これらの規定からも分かるように、当事者自治の原則を最大限に尊重する点において Med-Arb という紛争解決制度自体は肯定できるように思われる。しかし、その手続上の問題や紛争解決文化との適切な調整がこれからの重要課題となるものと思われる。

中国本土における国際商事仲裁の現状に対し、日韓 2 カ国の国際商事仲裁の現状に目を転じてみると、日韓の仲裁法規制と国際商事仲裁機関は既に国際基準に適合しているといえる。しかし国際商事仲裁の実務は低迷し続けているということも事実である。その中でも、韓国のほうが日本よりも国際商事仲裁の活発化をする目的とした政府による振興策が本格化している。しかし、Med-Arb という紛争解決制度の活用を可能とする土壌があるにもかかわらず、いまだに十分に活用されているとはいいがたいのが現実である。

そこで最後に、このような状況にある東アジア国際商事仲裁制度における今後の紛争解決モデルを模索することにした。すなわち、国際商事仲裁のグローバル化の進展を視野に入れた上で、国際民事紛争解決の効率性と迅速性及び経済性の観点から、東アジア国際民事紛争解決のあり方について検討する。

2 東アジア国際商事仲裁の方向性

2.1 東アジア紛争解決文化²

地理的にみると、中日韓 3 カ国は同じ東アジアに属する。このような地

² 東アジア紛争解決文化については法社会学の研究領域に属するものであるが、その詳細な検討は筆者の能力をこえるものであり、検討が不十分な点はご容赦

域的な関係もあって、制度、歴史、文化、言語、慣習等について多くの共通する点を有している。特に法制度に関しては、中国香港を除いてすべて大陸法系に属している³。歴史を振り返ってみると、東アジア地域では、1868年の明治維新以前は中華文化を中心として相互的に多様な交流が行われてきたことによって、東アジアの伝統的な文化に関する共通基盤が形成されてきた⁴。そして、中日韓3カ国の文化における共通の特色として特に挙げられるのは儒家文化である⁵。この儒家文化の影響を受けたことにより、東アジアの紛争解決システムにおいても和解による紛争解決が好まれているとされる⁶。また東アジア地域においては、使用言語はそれぞれ異なるものの、漢字や文法等には共通性があり、特に漢字の影響は大きく、相互の交流を円滑にしていると言えよう⁷。法律に関しても、法律用語におい

ください。

³ 「講演録／日本はアジアの仲裁センターになれるか？（上）」JCA 第53巻7号（2006）67頁。

⁴ 五十嵐清著『比較法ハンドブック』（勁草書房、2010）252～260頁、千葉正士著『アジア法の多元的構造』（成文堂、1998）89～99、99～101、102頁。

⁵ 水林彪編著『東アジア法研究の現状と将来—伝統的法文化と近代化の継受』〔屋敷〕（国際書院、2009）226頁。

⁶ 水林彪編著『東アジア法研究の現状と将来—伝統的法文化と近代化の継受』〔水林〕（国際書院、2009）123～124頁、季衛東著『現代中国の法変動』（日本評論社、2001）324頁、千葉・前掲注（4）103頁、高翔龍著「韓国法」（信山社、2010）31、32、34、42～52頁、樫村志郎＝高橋裕「調停の法動態学—水平的秩序・紛争・法—（神戸大学「市場化社会の法動態学」研究センター・2006年国際シンポジウム）」JCA 第54巻2号（2007）58、Yoshimi Ohara, THE ASIA-PACIFIC ARBITRATION REVIEW 2013 (Japan), (Global Arbitration Review, 2013) p.44.

⁷ この点について、筆者は中国人であり韓国語が全くできないので、研究分野の資料調査を韓国漢陽大学専門大学院教授韓忠洙教授に依頼する際にメールで日本語文章を書くと、筆者の真意が理解されることが何度もあった。勿論、韓教授は日本語のトレーニングを受けていない。また、日本語と韓国語の文法の類似性はかなり高いので、韓国人は日本語を学ぶ際には、比較的早く効果が現れ

ても共通の言葉は少なくない⁸。

2.2 仲裁地

仲裁地は国際商事仲裁において非常に重要な概念である⁹。通常は仲裁条項または仲裁合意の中に仲裁地が定められている。仲裁地の定義や、仲裁地をどのような基準によって定めるべきかについてはいまだに議論があるものの¹⁰、一般的には仲裁判断が下される地または仲裁手続の主要な部分が行われる地と考えられる¹¹。

中国 1995 年「仲裁法」は仲裁地に関する明確な規定が定められていないが、「香港仲裁条例」第 20 条や日本の「仲裁法」第 28 条、韓国の「仲裁法」第 21 条によると、仲裁地に関する共通認識は以下の通りである。まず、当事者は合意によって自由に仲裁地を選択する権利を有する。次に、当事者が仲裁地に関して合意していない場合には、仲裁廷が当事者の利便性及び紛争における当該事情を含め総合的に考慮することによって仲裁地を決定する。さらに「仲裁地」は法律上の形式的な概念であり、仲裁廷は、仲裁地以外の場所で仲裁手続を行うことができるため、審問手続地

ると言われている。

⁸ 五十嵐・前掲注 (4) 259 頁。

⁹ Christopher R. Drahozal & Richard W. Naimark 編 (陳福勇 = 丁建勇訳) 『国際仲裁科学探索—実証研究精選集』 (中国政法大学出版社, 2010) 113 頁、劉郁武 = 金立宇「中国企業走出去—交易項目中如何選択応適用的法律和仲裁機構」金杜律師事務所争議解決部著『国際商事争議解決, ni 準備好了 ma ?』 (法律出版社, 2013) 21 頁。

¹⁰ 小島武司 = 高桑昭編『注釈と論点仲裁法』 [高桑] (青林書院, 2007) 14 頁, 新堀聡 = 柏木昇編著『グローバル商取引と紛争解決』 [中村] (同文館, 2006) 145 頁。

¹¹ 本間靖規ほか『国際民事手続法』 [中野] (有斐閣アルマ, 2012) 238 頁, 高桑昭著『国際民事訴訟法・国際私法論集』 (東信堂, 2011) 360 頁, 松浦馨 = 青山善充編『現代仲裁法の論点』 [青山] (有斐閣, 1998) 266 頁。

と仲裁地とは同じとは限らない¹²。また、仲裁判断中には必ず仲裁地を明示しなければならない¹³。さらにニューヨーク条約第5条第1項(a)と第1項(d)及びUNCITRAL仲裁モデル法(2006)第1条第2項によっても、仲裁地が国際商事仲裁にとって重要な意義を有することは明らかである。仲裁地は一つの場所に固定する必要性があり、それに基づいて国家の裁判所は国際商事仲裁に対して一定程度の援助及び介入を行うことが可能となる。

このように現在の国際商事仲裁の枠組みに関して仲裁地が大きな役割を果たしているため、仲裁地がなければ、仲裁による紛争解決にとって二つの切迫したリスクが生じることとなる。第1に、仲裁地の裁判所の援助義務が排除され、司法救済ができなくなることである。第2に、仲裁判断の強制執行の段階において、ニューヨーク条約は仲裁地が明示されない仲裁判断に対しても適用することができるかという疑問が残されている¹⁴。

上述のように仲裁地は現在の国際商事仲裁実務にとっての不可欠であり、それを当事者が合意によって選択できることから、国際商事仲裁を円滑に行うための法制度も含めた優れた環境を有する中立仲裁地が数多く存在することは、国際取引の当事者達の様々なニーズに応える上で極めて重要である。そしてそれは東アジア全体の国際商事仲裁全体の趨勢に大きな影響力を有する。ある場所が仲裁地として選択される理由は単純ではなく、総合的な考慮に基づくものと思われる。例えば、その場所の地理的な利便性、事件との関係における政治的な中立性、周辺の社会的環境と交通の便利さ、ビザの取得容易さ、そして法律システムと司法制度の信頼性などの様々な要素が、当事者による仲裁地の選択において影響を持ちうる。

¹² 道垣内正人「国際仲裁における仲裁地の意味と機能」JCA 第51巻12号(2004)62頁。

¹³ UNCITRAL 仲裁モデル法第31条第3項、韓国の「仲裁法」第32条第3項、日本の「仲裁法」第39条第3項、「香港仲裁条例」第67条第3項を参照。

¹⁴ 魏子平「仲裁地在商事仲裁中的作用和影响」載『仲裁与法律』第120輯(法律出版社、2011)35頁。

法制度的な面に限っても、①国際基準を充足した優れた国際商事仲裁機関が存在すること、②その場所は UNCITRAL 仲裁モデル法に準拠した仲裁法を有していること、③国際商事仲裁に理解ある裁判所が存在すること、④国際商事仲裁を扱う経験を有する法律家や法律事務所の集積が見られることなど、多くの要素が様々な形で影響力を持ちうる。

そうした視点から現時点での東アジア全体を視野に入れると、大きな問題点が存在する。中国香港が中立的な国際仲裁地として他に抜きん出ていることは明らかである。その理由を簡単に整理すると、次の通りである。まず、空路を含めた地理的なアクセスの利便性、コモン・ローを基盤とする法制度の信頼性、法文化の柔軟性、国際商事仲裁に精通した法律家の豊富さ、多様な言語への対応可能性、仲裁判断の中国本土における安定した執行可能性などを挙げることができる。これに加えて仲裁機関に関しても、香港国際仲裁センターだけでなく、国際商業会議所（ICC）や CIETACHKAC が中国香港にあるので、中国香港は世界的にも優れた中立仲裁地としての条件を充たしている。

しかし、中国香港に匹敵する他の仲裁地は東アジアには存在しない。中国本土では、CIETAC をはじめとする幾つの仲裁機関が国際仲裁機関の基準と適合しているが、1995 年「仲裁法」の問題と仲裁機関性質に関する混乱状況が続いている。また、日本商事仲裁協会と大韓商事仲裁院及びソウル国際紛争解決センターが国際基準と一致するとはいえ、国際商事仲裁の実務経験が比較的少ないことは重要な問題点である。東アジア全体が欧州に匹敵する経済圏を形成している中で、その規模に相応しい国際民事紛争解決機能を十分に発揮するには、多くの優れた仲裁地を形成していくための努力が強く求められている。

2.3 国際商事仲裁機関の機能の拡大

近時、仲裁による紛争解決の拡大、促進を目的とした仲裁機関の連携の動きが、注目されるようになっている。他の仲裁機関の連携として、仲裁機関の間で協定が締結されたり、多数の仲裁機関によって仲裁組織が設立されたりしている。例えば、日本商事仲裁協会は CIETAC（2002）、香港

国際仲裁センター（2009）、大韓商事仲裁院（1973）との間でそれぞれの協定を締結している¹⁵。また2004年11月2日には、17の仲裁機関がシドニーでアジア太平洋地区仲裁組織大会（the Asia Pacific Regional Arbitration Group, 略称 APRAG）を設立した。現在までにすでに30機関のメンバーを擁しており、東アジアの主要な仲裁機関は、組織のメンバーに属している。例えば、CIETAC、北京仲裁委員会、香港国際仲裁センター、日本商事仲裁協会、大韓商事仲裁院などである。アジア太平洋地区仲裁組織大会はこの地域の経済発展に対応することによって、地域的な国際仲裁の発展を促進することを目的として設立された¹⁶。年に1度、メンバーである仲裁機関の所在地で開催される会議においては、国際仲裁に関する様々な課題が扱われている。特に、国際仲裁分野における最新の情報を共有することによって、国際商事仲裁の発展を積極的に促進している。2014年の大会は、3月26日から28日にかけてオーストラリア国際商事仲裁センター（Australian Centre for International Commercial Arbitration, 略称 ACICA）の所在地であるメルボルンで行われた¹⁷。

近年、国際商事仲裁の隆盛に伴い、仲裁業界において激しい競争が各地域で生じている。しかし他方で各仲裁機関がその地域の国際商事仲裁のハブとしての役割を自覚することによって、国際商事仲裁に関する環境を整備が進められている。そうした中、仲裁機関の連携について新たなモデルが形成されてきている。2010年に、シンガポール政府が設置した複合施設であるマクスウェル・チャンバーズ（Maxwell Chambers）がその先駆的なものである。マクスウェル・チャンバーズ（Maxwell Chambers）に

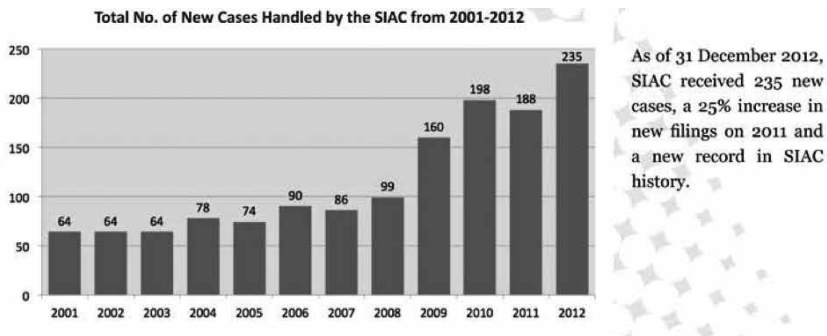
¹⁵ 日本商事仲裁協会の HP における以下のアクセス <http://www.jcaa.or.jp/arbitration/agreement/index.html>（2015年10月20日最終確認）を参照。

¹⁶ アジア太平洋地区仲裁組織大会（APRAG）の HP における以下のアクセス <http://www.aprag.org/portal/project/constitution.jsp>（2015年10月20日最終確認）を参照。

¹⁷ オーストラリア国際商事仲裁センター（ACICA）の HP における以下のアクセス <http://apragmelbourne2014.org>（2015年10月20日最終確認）を参照。

は、国際的に重要な役割を果たす仲裁機関やその他の紛争解決機関がオフィスを置いている¹⁸。例えば、シンガポール仲裁センター（SIAC）、国際商業会議所（ICC）、紛争解決センター（International Centre for Dispute Resolution, 略称 ICDR）等である。このような形で、国際商事仲裁の利用者に対しての支援サービスが提供されている。

図 1¹⁹



（SIAC Annual Report（2012）からの情報）

この図 34 には、マクスウェル・チャンバーズ（Maxwell Chambers）が開設された前後にシンガポール国際仲裁センターにおいて処理されたケースの状況が示されている。マクスウェル・チャンバーズ（Maxwell Chambers）がシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の実績だけからも

¹⁸ マクスウェル・チャンバーズ（Maxwell Chambers）の HP における以下のアクセス <http://www.maxwell-chambers.com/partners/office>（2015 年 10 月 20 日最終確認）を参照。

¹⁹ SIAC Annual Report（2012）からの情報（シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の HP における以下のアクセス http://www.siac.org.sg/images/stories/documents/siac_annual_report_2012_new.pdf（2015 年 10 月 20 日最終確認）を参照）。

明らかであるように思われる。シンガポールのマクスウェル・チャンバーズ (Maxwell Chambers) によって確立されたモデルの成功体験は、国際商事仲裁の将来の発展に対して大きな影響力を持つものと思われる。そして2013年5月27日には、このモデルを踏襲したものと思われるソウル国際紛争解決センター (Seoul International Dispute Resolution Center, 略称 Seoul IDRC) が設立された²⁰。

3 結論

以上、東アジアにおける国際商事仲裁制度を中心として検討した。まず、東アジアにある中日韓3カ国における国際商事仲裁の実情を明らかにした。続いて、東アジア国際商事仲裁の活性化の方向性を示した。そこで最後に、紛争解決文化と仲裁地及び仲裁機関の機能の拡大化という方向性をもった具体的な方針について検討しておきたい。

第1に、中国本土でその有効性が実証された Med-Arb という紛争解決制度は、東アジアの紛争解決に関する共通基盤を活用することによって広く普及することが期待できる。Med-Arb を活用することによって、東アジア地域の紛争解決の特色を形成することができるものとする。それによって紛争解決の迅速性及び効率性が大きく改善されることによって、東アジアにおける国際民事紛争の解決を活性化することが可能となる。もちろん、これはアジアにおける国際取引の当事者にとって紛争解決手段の選択肢が増えることをも意味する。このようにして、Med-Arb という紛争解決制度の活用は東アジア国際商事仲裁の活発化に対して有益なものとなるだろう。

第2に、国際商事仲裁にとっての仲裁地の重要性の観点から、東アジア国際商事仲裁の活性化について検討する。現時点での東アジアの国際商事仲裁においては、中日韓のいずれの仲裁機関もそれぞれ問題を抱えており、仲裁地の中立性及び効率性の観点から、東アジア地域内において中国香

²⁰ 香港国際仲裁センター (HKIAC) のHPにおける以下のアクセス <http://www.hkiac.org/index.php/en/news/468> (2015年10月20日最終確認) を参照。

港が仲裁地としての優位性を最大限に活用する必要性があると考えられる²¹。

第3に、仲裁機関の機能拡大のために、シンガポールの複合施設のモデルを参考にすべきである。現在、韓国ではソウル紛争解決センターが先導的な動きをしている。中日にとっても、韓国のように複合施設を設立することは国際商事仲裁の活発化を推進するための効果的な手段であると思われるが、中国と日本の事情の違いを考慮する必要がある。まず、中国本土においてアドホック (ad hoc) 仲裁が認められないこと、そして仲裁による紛争解決を行う際には必ず中国の仲裁機関を選択しなければならないことである。これらの事情を考慮すると、中国本土で複合施設を設立することに問題はないとしても、中国本土以外の国際商事仲裁機関にとって中国本土に事務所を置くメリットは少ない。これに対して中国香港に複合施設が設立されれば、様々な国際商事仲裁機関にとって十分に魅力あるものとなるであろう。次に、複合施設を設立することは特に日本の国際商事仲裁の活発化にとって大きな意義がある。なぜならば、複合施設を設立することによって、世界の主要な国際商事仲裁機関を招き入れることが可能であるからである。その結果として仲裁が活発に利用されるようになれば、国際商事仲裁実務の経験の蓄積が進むことにより、日本の仲裁後進国としてのイメージは払拭されることになろう。さらに、日本は世界の重要な国際商事仲裁センターの1つになる道も開ける可能性がある。

続いて、協力と競争の理念に基づいて、国際商事仲裁機関を通しての東アジア紛争解決モデルのあり方を以下のように展望したい。

第一に、東アジアにおける仲裁機関が互いに協定を締結することによって、他国の仲裁機関の中にオフィスを設置することである²²。オフィスは

²¹ 「講演録 / 日中企業間紛争解決のための国際商事仲裁の効果的活用」〔松井〕〔方〕JCA 第56巻9号 (2009) 70～71頁。

²² 日本商事仲裁協会は海外事務所の設置により国際化への提言については、「日本における国際商事仲裁活性化への提言」JCA 第55巻11号 (2008) 49頁を参照。

必ずしも事案を処理するためのものである必要はなく、連絡業務やPRも含めた情報提供を目的とするものでもよい。このような仲裁機関の連携は、コストパフォーマンスの高いものとなると思われる。こうしたオフィスの維持費用を低く抑えることが可能となり、設置の手間もかなり省くことができる。このようにして各仲裁機関が相互にオフィスを設置することは、現時点での東アジアにおける仲裁機関を前提とした場合の連携方法としても現実的であろう。こうした方策を進めるだけでも、現段階での東アジア国際民事紛争解決の諸問題をかなりの程度まで緩和することができよう。そしてさらに、国際民事紛争解決の複合センターの成立までの経過的措置としても大きな意義も認められるであろう。

第二に、中国香港に東アジア国際民事紛争解決センターを設置することである。ソウル国際紛争解決センターが成立したものの、中国香港への東アジア国際民事紛争解決センターの設置を優先的に考える必要がある。その理由の1つは、中国香港が東アジア国際民事紛争解決にとって特別な地位を有することであり、特に仲裁地の中立性が重要である。もう1つは、中国香港が東西文化の融合に関する重要な接点として存在することである。例えば、紛争解決について言えば、Med-Arbが法律によって明確に認められているという点が挙げられる。

第三に、東アジア国際民事紛争解決にとっての最も理想としては、中日韓3カ国にそれぞれの国際紛争民事解決センターを置くことである。これによって、当事者は中国本土と中国香港と日本及び韓国の中から仲裁地を自由に選択することができる。東アジアにおける国際的な仲裁ケースは東アジアにある仲裁地において処理されることが望ましい。そして東アジアにおける国際民事紛争解決サービスの競争力が全体として高まれば、他の地域の国際的な仲裁ケースを扱うことも期待されよう。このようなモデルを実現する必要性は、以下の図35によってある程度まで説明することができるかもしれない。

図 2²³ 1998-2009 年国際商業会議所（ICC）が処理した東アジアの当事者
 に関わる国際的な仲裁ケースに関する統計データ表

| | 98 | 99 | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 総計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 韓国 | 21 | 12 | 22 | 27 | 34 | 23 | 27 | 13 | 37 | 40 | 30 | 31 | 317 |
| 日本 | 20 | 18 | 7 | 31 | 23 | 19 | 23 | 27 | 15 | 20 | 13 | 26 | 242 |
| 中国 | 11 | 9 | 14 | 7 | 10 | 15 | 24 | 26 | 22 | 22 | 20 | 33 | 213 |
| 香港 | 11 | 13 | 12 | 15 | 8 | 7 | 8 | 8 | 15 | 5 | 18 | 15 | 135 |

(Kap-You (Kevin) Kim & John P. Bang, ARBITRATION LAW OF KOREA: Practice and Procedure, (JURIS, 2012) からの資料による編集)

この図は ICC のケースのデータである。また、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）やロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）などのような東アジア地域以外の国際商事仲裁機関においても、図 35 のように東アジアに関するケースを扱うことが少なくないと思われる²⁴。今後、図 35 のような国際的仲裁ケースが東アジア国際商事仲裁機関によって扱われることにより、東アジア紛争解決資源を最大限に活用して紛争を解決することができると思われる。

²³ Kap-You (Kevin) Kim & John P. Bang, ARBITRATION LAW OF KOREA: Practice and Procedure, (JURIS, 2012) p.4.

²⁴ 小原淳見「国際仲裁のよりよい活用を目指して—仲裁地としての「日本」のポテンシャルとその活性化も見据えて 第 2 回 国際仲裁の賢い活用法（上）」NBL976 号（2012）59-60 頁，高宗沢ほか「中国企業と国際仲裁—30 年回顧」金杜律師事務所争議解決部著『国際商事争議解決，ni 準備好了 ma ?』（法律出版社、2013）3 頁，陳福勇「我国企業涉外争議解決風險管理現狀分析」載『北京仲裁』第 78 輯（中国法制出版社，2011）103 頁。